

予 防 規 程

(給油取扱所用)

(会 社 名)

(給油取扱所名)

第 1 章 総則

第 2 章 保安の役割分担

第 3 章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

第 4 章 点検、検査及び記録

第 5 章 火災、地震及びその他の災害時の措置

第 6 章 教育及び訓練

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、_____（以下「当所」という。）における危険物の取扱い作業その他保安に関する必要な事項について定め、もって火災及び危険物の流出等の災害を防止するとともに、震災等の災害による被害を軽減することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

(遵守の義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知の義務)

第4条 当所の従業員は、当所に出入りする者に対し、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、災害予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、規程の変更を行ったときは、所轄消防署に変更の申請をして認可を受けなければならない。

第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり保安の役割分担を定める。

所長	危険物保安監督者	危険物取扱者	従業員
(氏名)	(氏名)	(監視者)	
	職務代行者 (別添、免状 (写) 参照)		
	(氏名)		

2 所長は、危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により不在となるこ

とを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

(所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、危険物の保安の維持の確保に努めなければならない。

2 危険物保安監督者又はその職務を代行する者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(危険物取扱者の職務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物の貯蔵及び取扱い作業の安全を確保しなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物の取扱い作業及び給油取扱所の維持管理に努めなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

(貯蔵及び取扱いの基準)

第11条 危険物を貯蔵し、又は取扱う場合においては、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- (2) 給油又は注油を行うときは、顧客等が求める油種を必ず確認するとともに、その場所を離れないこと。
- (3) 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認するとともに、危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないように監視すること。

- (4) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- (5) 給油するときは、自動車等のエンジンの停止を確認してから行うこと。
- (6) 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注入し、注入済の容器はその場所に放置しないこと。
- (7) 移動タンク貯蔵所（容量4,000リットル以下に限る。）等に危険物を注入する場合は、危険物の数量を確認し、危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないように監視すること。
- (8) 給油又は注油、自動車等の旋回、地下貯蔵タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第12条 給油または注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないように細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 給油または注油、自動車の点検・整備もしくは洗車と関係がない者をもっぱら対象とするような業務を行わなければならない。
- (2) 休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ・チェーン等を展張すること。
- (3) 所内にいる客等の状況に応じ十分な係員を配置し、その整理・誘導及び喫煙管理等を行うもの。

（駐 車）

第13条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、あらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検、検査及び記録

（施設及び設備等の点検）

第14条 当所の施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、定めるところにより点検を実施しなければならない。

- 2 点検責任者を_____とし、点検は次により実施するものとする。
- 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合、使用禁止の表示をする等適切な措置を講じるとともに、点検責任者に速やかに報告しなければならない。
- 4 第1項の規定により点検を実施した者は、点検結果等を点検記録簿に記録し

なければならない。

(改修、補修)

第15条 危険物施設の改修、補修工事等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

(関係書類及び図面等の整理保管)

第16条 消防法に基づき、設置又は変更の許可を受けた施設等の位置、構造及び設備が明示された関係書類及び図面等は、分類整理して所定の場所に保管しなければならない。

(記録の作成及び保管)

第17条 消防法令に基づく検査、点検、その他改修等の工事及び保安又は教育訓練等に関する記録はすべて作成するものとし、所定の期間保存しなければならない。

第5章 火災、地震及びその他の災害時の措置

(自衛消防組織)

第18条 全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整備し、所長を自衛消防隊長とするとともに、その編成及び任務分担を次のとおりとする。

自衛消防隊長	(氏名)	災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に関すること
通報・連絡班	(氏名)	消防機関への通報、所内・所外関係者への連絡、消防隊の誘導、情報の提供
避難・誘導班	(氏名)	顧客を敷地外に避難、誘導
消火応急措置班	(氏名)	初期消火、流出油防止措置

2 自衛消防隊長は、災害時において隊員の指揮に当たるとともに、初期消火等その他災害の拡大防止の措置を講じなければならない。

- 3 隊員は、自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に努めなければならない。

(消火活動等及び事故発生時の措置)

第19条 消火活動等及び事故発生時の措置は、次により行わなければならない。

- (1) 火災又は危険物の流出事故等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に直ちに初期消火、顧客等の避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出拡散防止等の応急措置を講じること。
- (2) 危険物が所外に流出又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転者等に対して火気使用の禁止その他の必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡散防止及び回収等の応急措置を講じること。
- (3) 所長は、必要に応じて別添の緊急連絡網により従業員を参集すること。

(地震被害予防)

(南海トラフ地震防災規程の作成義務がある製造所等については、別添「南海トラフ地震防災規程」により活動する。)

第20条 地震時の災害を防止するため、次の事項を行わなければならない。

- (1) 当所の建物、その他附随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の点検
- (2) 消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作動状況の点検

(地震発生時の措置)

第21条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱い作業及び火気を使用する設備器具の使用を中止しなければならない。

- 2 当所内に被害が発生したときは、二次災害の発生を防止するため、応急措置を講じるとともに、設備等の使用を禁止しなければならない。
- 3 隊員は、顧客等への必要な指示及び混乱防止のための措置を講じるとともに、安全な場所に避難誘導しなければならない。

(地震発生後の措置)

第22条 地震が発生した場合、点検責任者は、地震の規模にかかわらず建物及びこれに付随する設備の点検、検査を行い、異常があった場合は速やかに所長に報告するとともに、必要に応じて消防機関等に通報しなければならない。

- 2 所長は、点検責任者から前項の規定により報告を受けた場合は、直ちに異常

を確認するとともに、必要に応じて補修、取替え及び改修の工事を実施しなければならない。

(南海トラフ地震防災規程の作成義務施設)

「香川県地震・津波被害想定」において、南海トラフ地震（最大クラス）によって水深 30cm 以上の浸水が想定される地域内にある製造所等

第 6 章 教育及び訓練

(保安教育)

第24条 所長は従業員に対し、次により保安教育を実施しなければならない。

対象者	実施期間	内 容
全従業員	1年に 回以上	1 予防規程の周知徹底 2 火災予防上の遵守事項 3 安全作業等に関する基本的事項 4 各自の任務、責任等の周知徹底
新入社員	入社時	5 工事中における保安対策 6 地震対策に関する事項 7 その他危険物の貯蔵及び取扱いに関する保安上必要な事項
その他	適 時	危険物の貯蔵及び取扱いに関する保安上必要な事項

(訓練)

第25条 訓練は、部分訓練及び総合訓練とし、部分訓練は__ヶ月に1回以上、総合訓練は__ヶ月に1回以上行わなければならない。

- (1) 部分訓練は、消火訓練、通報訓練及び避難訓練について行うこと。
- (2) 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させて総合的に行うこと。